

関係者各位

平成26年2月吉日

消費税8%に対する取扱い

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成26年4月1日から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税率が8%に引き上げられます。

消費税率8%の適用基準は、当事業団が分析終了後発行する、計量証明書、検査成績書及び簡易専用水道検査票（以下、証明書等という）の発行日が対象となります。

この証明書等の発行日が平成26年4月1日以降の場合、消費税率8%の請求対象となりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、消費税率8%の適用基準は、分析試料の受付日、申込日ではございません。先述のとおり、分析を受け付けてから証明書等が発行される発行日となります。よって、平成26年3月下旬に分析等のご依頼を頂いた場合、分析完了が平成26年4月1日以降となるため、消費税率8%としてお取扱いすることとなります。

増税前に分析手続きを完了させるためには、以下の表を参考に、お早めのご依頼をお願いいたします。（*ご依頼が集中し、分析納期が平成26年4月1日以降まで遅れる場合もございます。その場合、消費税率8%適用となりますので、予めご了承願います。）

消費税率変更 モデル例

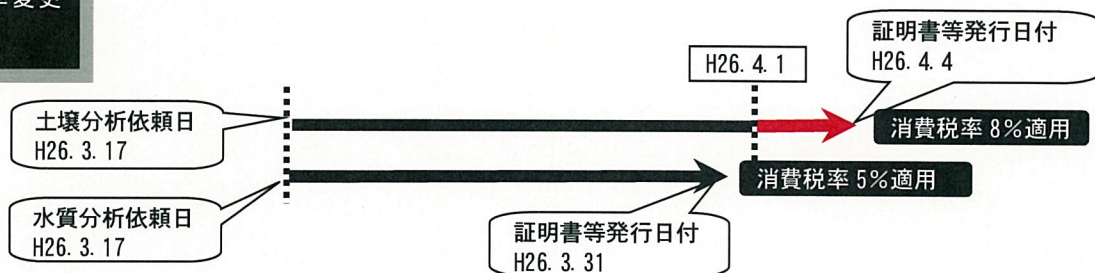


表 分析納期

分析項目		分析日数	分析依頼日（目安）
水道分析	井戸水、水道毎月項目（10項目）ビル管A項目	5営業日程度	平成26年3月25日まで
	上記以外（水道全項目、ビル管ABC項目ほか）	10営業日程度	平成26年3月17日まで
浴槽水 プール水分析	Legionella属菌含む4項目	10営業日程度	平成26年3月17日まで
	Legionella属菌がない場合	5営業日程度	平成26年3月25日まで
PCB（絶縁油）分析		14営業日程度	平成26年3月11日まで
残留農薬分析		10営業日程度	平成26年3月17日まで
異物検査		10営業日程度	平成26年3月17日まで
水質分析	工場排水、浄化槽排水 農業用水、河川水ほか	10営業日程度	平成26年3月17日まで
土壌、廃棄物、 肥料分析	溶出、含有量試験	14営業日程度 (ダ イオキシ ン類分析は1ヶ月)	平成26年3月11日まで